

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業（2次・3次募集）実施要領

令和5年12月22日策定

令和6年1月24日改正

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。）及び富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、特別高圧電力を受電する中小企業に対して、電気料金負担軽減のための支援を行う。

2 事業内容

（1）交付対象者

- ① 特別高圧契約で受電する中小企業者
- ② 特別高圧契約で受電する県内商業施設に入居している中小企業者
- ③ 特別高圧契約で受電する大企業の敷地内で事業所を構え、その電力を利用し、使用量に応じた料金の請求を受けている中小企業者
- ④ ①～③のほか、知事が特に認める者

（2）補助金の内容

2次募集

- ① 受付期間
令和6年2月
- ② 交付対象期間
令和5年6月から令和5年12月分の電力使用量
- ③ 交付額
電力使用量に1kWh当たり、3.5円を乗じた額（令和5年6月から令和5年8月分）
電力使用量に1kWh当たり、1.8円を乗じた額（令和5年9月から令和5年12月分）
1,000円未満の額を切り捨てることとする。
- ④ 上限額
1,500万円（令和5年6月から令和5年9月分）
650万円（令和5年10月から令和5年12月分）

※なお、2（1）②又は③に該当する場合は、入居する中小企業者ごとに上限額を適用するものとする。

3 次募集

- ① 受付期間
令和6年5月から令和6年7月
- ② 交付対象期間
令和6年1月から令和6年4月分の電力使用量
- ③ 交付額
電力使用量に1kWh当たり、1.8円を乗じた額
1,000円未満の額を切り捨てることとする。
- ④ 上限額
850万円

※なお、2（1）②又は③に該当する場合は、入居する中小企業者ごとに上限額を適用するものとする。

3 事業の実施方法

（1）交付申請

申請を行う者は4（2）に定める書類を作成し、2（2）に定める受付期間に県に提出すること。

（2）交付決定

申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知する。

（3）額の確定

交付決定の通知は、額の確定の通知を兼ねるものとする。

（4）補助金の支払い

補助金の支払いは、補助金の額の確定後となる。

4 交付申請書類の提出

（1）提出方法

E-mail : toyama-denkishien@jeckc.com

（メールの標題は、「特別高圧電気料金の補助金申請」とすること。）

（2）提出書類

- ① 富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金交付申請書
- ② 特別高圧電力利用施設における補助対象月の契約種別が特別高圧電力であること及び電力使用量が分かる書類（小売電気事業者からの電気料金請求書等）の写し
- ③ 補助金の振込先（金融機関名、口座番号、名義人等）が確認できる書類（通帳の写し等）
- ④ その他知事が必要と認める書類

（3）問い合わせ先

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業運営事務局

（受託事業者：㈱ジェック経営コンサルタント）

TEL : 076-444-2025